て掲載されているヒメウ、ニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているキエビネ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン等、準絶滅危惧として掲載されているカキツバタ、ミクリ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は極めて小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、ニホンウナギについては、生息地の一部が改変されることから、濁水流出の低減の保全措置を講ずることとしている。サシバについては、営巣が確認されていることから、モニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて繁殖期を避けた施工等の保全措置を講ずることとしている。キンラン、カキツバタ及びミクリについては、生育地の一部が改変されることから、専門家の指導助言を受け、必要に応じて移植の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が53箇所存在するが、このうち44箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る９箇所についても島根県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、一般国道のバイパスを、浜田市及び益田市の近傍で計画されている高速自動車国道との二重投資を避けるために、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路として建設するものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、浜田市区間については平成22年10月19日に都市計画決定された都市計画と、益田市区間については平成22年10月19日に都市計画決定された都市計画と、それぞれのり面の形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本件事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ２車線の事業として施行されるものであるが、都市計画決定された区域の範囲を基本に、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、益田市長を会長とする浜田・益田間高規格道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　島根県浜田市三隅支所及び益田市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

島根県浜田市三隅町岡見地内

島根県益田市土田町、西平原町、木部町、津田町及び遠田町地内

○国土交通省告示第千四百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

矢田南川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県下関市豊田町大字矢田

字大迫　三〇番　一号

三四番二　二号

四二番　三号

四六番　四号及び五号

○関東地方整備局告示第三百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十二日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十六号	浜川横示町市都道府県道横浜国道事務所及び同局横須賀市町字六六向三町六番四耕地まで六二番二（ただし、から同一六番四耕地を除く。）	浜関東地方整備局及び同局横須賀市都道府県道横浜国道事務所及び同局横須賀市町字六六向三町六番四耕地まで六二番二（ただし、から同一六番四耕地を除く。）

供用開始の期日　平成二十八年十二月十二日四時

○四国地方整備局告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十二日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　施行者の名称　徳島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年四国地方整備局告示第六十二号徳島東部都市計画公園事業六・五・二号鳴門総合運動公園

三　事業施行期間　自平成十九年六月二十九日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし